

中国高等教育システムの改革開放における 民弁大学の制度的整備に関する研究

——日本私立大学からの示唆——

陳 華香・森川 泉

(受付 2004年7月27日)

はじめに

近代化を推進しようとする何れの国にとっても高等教育が重要なシステムの一つであることは言うまでもない。一国の社会科学経済の発展をバックアップすることは高等教育の主たる任務であり、高等教育の発展状況は往往にして、国家の開発改革政策の成否を左右するものである。

中国の高等教育は1990年代になって歴史的な改革時代を迎えました。たくさんさんの資料によって中国何千年前から孔子が教えてくれた——『唯有用讀書高』と言う言葉が中国の人々に再認識され、知識は身を立てる財本であり、知識は人間の運命を改善することができるのであり、知識は未来成功の鍵であるなどの言葉が流行っている。しかも多くの若者の価値観と揺るぎなき信念になって、まるで知識英雄の時代になったようである。中国では近い将来は学歴社会と高等教育が大衆化される時代になるとも言えよう。高等教育の大衆化に関して、私立の民間大学の設置とともに政府側はいろいろな工夫をし、摸索している。たとえば全日制の国立大学と異なるいわゆる国立や公立の非伝統的高等教育機関を拡充することなどである。現在、ある地方は、民弁大学が資金不足と運営不善、および教学の質が低下で倒産した教訓から、中国高等教育システムに一種の特殊な私立大学——独立学院を創立した。これは中国高等教育システムにおける多元化私学構造で、新たな発展の歴史的な選択道と言われる。

1999年中国第三回教育工作会議の開催以後、地方では、本論文で取り上

げる民弁大学の他に私学の一種として、国立大学の教育・教学資源を利用して、大量の民間資金を吸収して独立学院の設置を試み、好評を得た。現在では200校ぐらい存立している。独立学院は民弁であるが、単なる民弁大学と違って、所謂「公弁+民助」、「民弁+公助」で国立大学の校名で学生を募集し、当大学から教学計画、教員派遣、教材・教学の管理、教学質の監督などによって、独立財政採算制を導入し、学生と親を喜ばせて人気がある。本学—重慶工商大学には「重慶工商大学融智学院」、「重慶工商大学丹尼学院」や「重慶工商大学派斯学院」が独立学院として設置され、独立採算制のもとで使用料を払うことから当該独立学院は本学の知的な資源、研究所、実験室、運動場などを利用できる。また本学から学位を授与するので、毎年の進学率は100%である。

中国では、現在、民弁大学・独立学院・職業大学といった非伝統的高等機関の拡充は、高等教育の大衆化を成し遂げるもう一つのルートとして重視されている。しかしながら先進国において国家が負担する教育経費は、GNPの8%、発展途上国は4%、中国は僅か2.3%である。政府は民間の資金を導入と同時に、教育予算をさらに増加すべきである。そして国や地方政府が低額の資金を投入して設置される独立学院、職業大学、テレビ放送大学は民弁大学のような非効率性のある程度避けられるので、今の中国にとっては、非常に効率的な試みとも言えるであろう。本研究は、上述のような中国高等教育システムの改革開放における各種の非伝統的高等教育機関の問題状況に着眼し、「民弁大学」の制度的整備の課題を探ること、さらに日本の私立大学からの示唆を引き出すことを目的としている。

一．中国高等教育システムにおける改革開放と 民弁大学登場の背景と問題

1. 高度成長期に応える高等教育の拡大政策の要因

周知のように中国はまだ発展途上国であり、人口は13億と世界で一番多く、それゆえに、世界で一番大きな高等教育システムを開発することは、

遙かに現時的な問題になっている。しかしながら統計によると1990年では23,654万人、2002年頃は、31,873万大学生は各種類の大学に在学して勉強している¹⁾。これは多くの国の総人口より多い数と言えよ。

しかしながらそのうえさらに各大学では続けて大学生の募集を拡大している。それは国家、社会の高等教育に対する期待と要求が経済の発展につれて絶え間なく増大して疑う余地がない事実である。具体的に言えば次の四つの要因によって高等教育拡大政策が実行されている。

- 1) 現在中国は経済の高度成長を目指している。この高度成長がどこまで持続するか、それに作用する多くの要因のうちでも高度教育がその重要な一環なしていることは明らかである。しかも急速に発展している経済界も大量の専門人材を要求している。ただし国際的に比べてみれば2001年まで中国で24歳—60歳の労働人口のうちに大学学歴を有する労働者はわずか5%である、これはわずかアメリカと日本の十分の一にすぎない²⁾。中国大学の学校数と学生数を増加する必要がある。
- 2) 中国現在の人口構成は一人子政策によって変わっている、一人子時代と高等教育の大衆化によって、大学進学率は年々増え続けており、近年、それは60%急増した。しかも資料によるとこれからもさらに毎年50万人増加し続けると推定されている³⁾。中国では親は子供を竜になって羽ばたくために、高等教育への進学させる意欲が急速に高まってきた。北京大学にある教育研究所が調査した結果は、80%以上の農村の親は子供に大学教育を受けさせたがっており、都会の親たちは子供にさらに大学以上大学院の教育を受けさせたがっている。
- 3) 大学の「拡大募集」で、多くの高校生を大学に進学させ、高等教育を受けるにつれて、社会への就職の時間も延長することができるし、または、親たちは子供の教育への消費投資も増えるので、国へ

1) 『李嵐清教育訪談録』高等教育出版社、53頁

2) 陽春『独立学院—高等教育発展の新たな選択』高等教育週刊、04年4月2日、4頁

3) 同上

の経済プラス循環を促進することができるようになっている。

- 4) 2000年まで中国の大学の進学率は低かった、特に1970年代末－1985年では6－10%であった。大学の教員一人当たり学生数は五人である。日本では国立大学が9.9人、私立大学では18.1人ある⁴⁾。これらの指標からみれば中国の大学は「拡大募集」を行うはずである。

以上四つの原因に従って1990年代末から大幅に教育改革が始まって、より多く高校生が大学に進学するチャンスを提供するために、全国統一試験問題が学生の個性、能力、素質などを考えて、合格点数も以前より適当に柔軟することを実施した結果、多くの高校生は大学生になる夢が達成した。

2. 高等教育改革政策に恵まれた大学教員と教育史上初めての大学評価
上述したような高等教育機関の拡充には多様な条件の整備が必要なのは指摘するまでもないが、拡充後の大学教育の質の水準の維持・向上を図るためには大学の教員の待遇改善や大学評価などが重要となる。

そこで本論の考察に先立って、これら二点について論述しておきたい。

中国では1993年「中国教育改革と発展綱要」、「中華人民共和国教師法」及び1995年「中華人民共和国教育法」と三つの法律を公布した。この三法律によって中国の高等教育の改革発展と先生の権力、責任、福祉などを法律的に確認した。1993年「中華人民共和国教師法」の中に始めて「中国の大学先生の給与は国家公務員の給与より高くなるはず。」と明確に書いてある。中国の前教育部長李嵐清の言葉「そのような法律は、全世界でもないとも言えよ。」にあるのは、中国は大学教員の価値を認めるともいえる。

実際には、中華人民共和国が成立してから1990年代初期まで大学教師の年平均給与は3,098元であった。そして福祉も低く、地位もないし、または、大学教員の中には、五人家族で1LDKの部屋に暮らした先生もあった。こうした状況に絶望した先生と研究者は海外に流失し、国内にある外国独

4) 『高等教育統計データ集』により、学生は学部学生及び大学院を含む。

資企業に転勤する先生もあった。他面椅子に座ってお茶を飲みながら学生さんと議論したりしている，所謂怠け学者も深刻な問題である。高等教育の改革，教員の福祉などを改善しなければもっと深刻になると中国の前国家主席江沢民をはじめとする中央政府はそれを痛感した故に，前述の三つの法律を公布したのです。「中国人はいくら偉くても先生を尊敬すべき。」と前国家教育部部長李嵐清は強調した。それで中国高等教育の改革政策は，まるで春の微風のように大学教員の頬を撫でているようである。先生の給与は年々増えて，近年の給与は80年代の10倍ぐらいになった。福祉としての分譲マンションの値段は市場分譲マンション値段より半額であり，しかも学問に自然科学から工学，医学，及び学際間学術交流，複合新領域にいたるまでの全学問分野のプログラムの研究費用が以前より多く増えて，言わば研究と教育のソフト面の充実を中心が行われてきた。

国家の「科学技術で創造立国」の指示に従い，高等教育改革政策に恵まれた先生たちは学問と教育に全力を尽くしている。「大学としては教育と研究は不可分なものであって，どちらかを欠くも大学とはいえない。」と前教育部部長李嵐清は厳しく話した。こうして各大学も教職員に厳しい責務を要求し，怠け者学者が追放され，教授，助教授には毎年書く論文数も規定されている。そして原因不明で休講になった場合は教学事故とされ，または，先生の授業について学生への年二回アンケートを実施して，その授業方法，責任心，教材などを評価されることになっている。

次に90年代末，中国教育部は大学教育評価委員会を設置した。評価委員会は主に大学の問題点を指摘して，その大学にある学問研究分野の成果，学部に設けた大学院，専門，学位授与，各大学のこれからの戦略およびキャンパス学術環境などを評価する。評価機構に認められなかった大学は，翌年再評価され，再び認められなかった場合は，当該年度の新入生募集権利が一年間ストップされることになっている。評価を受けるのは決して容易なことではない，学長から先生までとても忙しかった。その間評価機構の専門家は突然教室に入って先生の授業を聞きに来て質問したりすることが

あるので、ちょっと緊張であった。評価のために各方面の膨大な資料をきちんと準備しておいて、先生の各年から書いていた論文、著書と授業教案まで、各学部の共同研究室に展示されている。いわゆる、「自己点検、自己評価、内部監査を行う。」である。先生たちは自分の名誉のために得意な教案や著書、論文などをきれいにプリントして出したのであった。筆者も自分の論文、と日本広島修道大学で客員助教授として広島県民センターで公開講座を講演した時に撮っていた写真も共同研究室に置いた。(そのわけでこの写真は大学本館のカラスの枠にかけたこともあるし、本学の大学案内プログラムにも載せている。) それでも、本学は二度目で再評価が受けられて、やっと中国教育部大学評価機構に認定されたのであった。大学評価は中国の教育史上で初めてである。

3. 中国高等教育改革における財政伸び悩み、民弁大学の登場と問題

前述のように中国では経済の高度成長期の持続によって、高等教育体制改革も歴史的な大発展を迎えた。これに応えるために、中国は1992年以来20%の教育経費を増加し続けている、その上に2002年全国教育への資金投入は既に5,480億元人民券、これは1993年の1,060億元の5倍である⁵⁾。しかしながら世界で人口が一番多い中国の高等教育システムの実態を見ると、各高等教育機関は常に財政に悩まされており、経済発展最中における中国は限られた財政で各分野の発展を図らなくてはならない。そのために、高等教育に導入される資金の大幅な増加は、殆ど不可能である。また1,000校以上の高等教育機関を擁する中国の膨大な高等教育システムでは、毎年増加された資金に頼んで急速に発展できるわけではない。しかし国家、社会では高等教育に対する期待と要求が絶え間なく増大していることは事実であるので、このような状況に高等教育機関はどのように応えるのか、国家の高等教育政策はどのように調整するべきか。これは決して容易な問題で

5) 『李嵐清教育訪談録』高等教育出版社、98頁

はない。こうした中で実際にも政府、大学それぞれに一定程度の改革を行っている。

上述のように政府が高等教育に投入できる資金は伸び悩み、高等教育機関が資金難も免れずにいるなかで、民間の資金を導入して私立大学（中国では民弁大学と言う）を成立すべきと言う声が高まり、国家教育委員会も真剣にこの声に耳を傾けつつある。1985年5月、中国中央政府は「教育体制改革決定に関する」と中国教育委員会は1993年に、「民弁大学の設置に関する暫定規定」を公布した。その中で「地方は国家企業、社会团体、民間個人の投資助学を支持する。」を発表した。それゆえに90年代から民間、集団、個人、企業、海外華僑の投資で成立していた私立大学は、春の雨後竹の子のようにどんどん出てきた。そして、相当規模のきれいなキャンパス、立派な教室棟、万人がおる私立大学が各地方に現れた。今年の4月1日、政府は民弁大学にとってもっとも重要な法律「民弁教育促進法実施条例」を公布した。これは明確に法律的に民弁大学の創業者、教員、大学生の権力を保障されている。ある民弁大学の学長の話によると、たとえて言えば、国では民弁大学への政策は、母親の暖かい顔のように優しく、感性的と言え、法律は、父親の顔のように厳しくて、冷静、理性、原則的とも表現される。

しかしながら、国の財政の補助から見れば、民弁大学が殆ど助成されていない。ただし、土地の使用（社会主義国であるので、土地はすべて国に属され、所謂国有資産である）課税などが非常に優遇されている。国の財政補助がないために、その経済状況は、次表1・2に示した国家教育発展研究センターと教育部社会力量弁公室の調査表から見ればよく分かる。

表1から見れば、現在民弁大学の主な収入源は学費である。それは総収入の80%を占めている。

表2から見れば、現在民弁大学の資産構造財政源は主に創学収益（学費収益）と創立者の投資である。

表3からみれば、30校の民弁大学の中で、学費収入は年総収入80%を占

表 1 民弁高等教育機構の経費収入

単位%

収入類別	学 費	雑 費	寄付金	ローン	地方財政	その他
平均値	79.8	10.4	1.2	5.8	5.4	1.9

表 2 民弁高等教育機構資産財源構造

単位%

資産構造	創立者投資	学費収益	社会援助	銀行ローン	国有資産	その他
平均値	38.55	41.6	2.39	4.85	7.74	4.9

表 3 部分民弁大学の学費収入の年総収入に占める比例

大學名称	所占比例 (%)	大學名称	所占比例 (%)
北京科技経営管理学院	100	白雲職業技術学院	100
北京吉利大學	50	華聯学院	90以上
海淀走読大學	85	広州嶺南職業技術学院	100
天獅職業技術学院	60	南華工商学院	85
天津聯合业余大學	95	培正商学院	100
西安通訳大學	100	三江学院	95
西安欧亚学院	100	明達職業技術学院	70
厦門華夏学院	100	黒竜江東方学院	90
西安外事学院	100	山東万傑医学高等学院	80
中原職業技術学院	30	江西藍天職業技術学院	100
泉州育青職業技術学院	100	寧夏万嘴山職業技術学院	70
湖北逐授大學	90	浙江樹人学院	80
福建華南女子学校	80	黄河科技学院	95
東海職業技術学校	86.9	邑江大學	85
新橋職業技術大学	80	長江職業学院	95

資料出典：『中国民弁高等教育發展狀況分析』載『民弁教育動態』2002年第 8 期，89頁

める大学は25校で、83%になっており、年総収入100%を占めている大学は10校で、33%であり、5大学はだけ80%以下で、16%になっている。

以上の実態で外国の私立大学の財源構造と比べて著しく異なっている。その収益を学校経営に充当されて教育事業を営むことは決して容易ではない。この中国の現実的な国情こそ、民弁大学の発展を阻害している要因である。このような問題状況に対して日本の私立大学は法的側面、財政的側面、社会的役割、公共性など、改革開放最中の中国高等教育システムにとって参考になる。

二．日本の高等教育システムにおける私立大学と国立大学

1．日本における私立大学の成立と実態

日本の近代的学校制度は1872年の「学制」をもって発足したが、現代に至る学校教育の歩みのなかで、最も注目される歴史的事実の一つは高等教育、とくに大学の発展である。

日本の高等教育は主として国立と私立と言う二つのセクターにわけられる。こうした構造は他国にもよく見られるもので、珍しいものではない。しかし両セクターの学校数と在学者数を比較すれば、日本の高等教育システムの特殊性はすぐ発見できる。

1945年第二次世界大戦後の新制大学が発足以来、1947年まで官公私立大学の学生数は、当時の専門学校を合わせて、約4万6000人である。文部省の『学校基本調査速報』によれば、1947年度から1987年度至る約40年間に学生数は約207万人ほぼ45倍に増加したことになる⁶⁾。また大学の種類は教育課程によって区分すれば、4年制大学、短期大学や、大学院大学にさらに大学の専門分野（学部）構成の面からは単科大学や総合大学などに類別される。女子のみを対象とした大学もあれば、また近年現職教師の教育を目的とした新教育大学、技術大学や体育と言った目的大学も設置され

6) 尾形 憲，倉田侃司『新しい教育学』，「ミネルヴァ書房」115頁

ている。これを設置者区分によってとらえた場合、数量的に最大の比重を占めているのが私立大学である。1994年にはその数値は既に73.4に拡大した。要するに大学教育を受けて社会人となる人々10人のうちほぼ8人は私立大学の出身である。世界に多数の国々がありと言えども、大学教育がこれほどまでに私立大学に依存している国は日本以外には存在しないのである。私学を温存する伝統があるアメリカにおいても私立大学の学生数は僅か二割にすぎない。

しかしながら、日本の私立大学の場合も、在学する学生とその多数の家庭、親たちは常に入学金、授業料の過重な負担に苦悩されている。日本私立大学連盟が1994年に行った「第9回学生生活実態調査」によると「あなたの家の家計にとって学費は負担になっていると思いますか」と言う設問に対する答えは、「負担になっている」44.4%と「やや負担になっている」32.2%、合計76.6%となった。そのために、学生は高利高額の銀行ローンによる莫大な負債を抱え込むことになった。当然、授業料のもっとも高い理科系、医学系への進学希望者が減少していた。これは、いま、少子化中の日本にとって問題になっている。

もう一つ、日本の大学は門戸が拡大したといっても、拡大したのはもっぱら私立大学である。学生にとっては同じ大学教育を受けるのなら、授業料の高い私立大学よりも安くてすみ、就職率もよい国立大学、特に国立の名門の方は良いと考えるのが、ごく普通というものであろう。そこで多くの者は名門国立大学をめがけて殺到することとなる。その結果、大学受験に先立つ期間における教育投資が必要になってくる。現在の大学入試は、小学校段階から既に始まる。各家庭の教育投資の蓄積量の差に応じた選抜をやっているに過ぎない。特に一流と目ざれている国立大学に入学するための実力を養うため、入学希望者たちはいろいろ工夫している。進学有名校に進んだり、家庭教師や学習塾に助けを求めたり、模擬試験を受けたり、受験参考書を買って求めたり、深夜まで受験勉強に没頭したり、浪人したりする。こうしたことができる家庭は、経済的に裕福がなければできない。

結局、授業料は安い国立大学には、かえって「教育投資」を十分行える経済的、階層的に上位の家庭の子弟が入りやすい、と言う結果がうまれる。たとえば、国立の東京大学と私立早稲田を以って比較すれば、東大学生の家庭平均収入は常に早大の方より高い。それで国立大学の入学に失敗した低収入の階層の出身者は浪人を避けるため、私立大学に進学することを選んだのである。この意味において、国公立を問わず、入学試験は受験生の「家計調査」的性格を帯びているとさえいえる⁷⁾。近年、この機能に関して、両タイプの大学間の差異は狭まりつつことが明らかである。ただし私立大学に進学した場合、高額の年間授業料含めて初年度納付金を負担しなければならない。

2. 日本の私立大学と国立大学との共通点と相違点

大学はその名の通り、一種の教育機関で、国公立を問わず、高等教育と専門知識を授けるところである。または、大学段階の教育は国家、社会各分野の運営、発展と直接・間接に関わるので、長い間、政府と国民全体の注目を浴びていた。

明治維新以後、日本政府は欧米諸国に追いつき追い越せといわゆる富国強兵・殖産興業政策のもとで国家に必要な人材の開発・養成政策を推進した。人材の開発・養成を受け持つ装置として位置づけられたのが学校教育制度であり、同制度の頂点に立ったのが官立大学である、明治時代から第2次世界敗戦に至る間、日本の高等教育政策は官立大学の整備・充実を最優先課題として展開された。いわゆる「官学尊重私学軽視」と称された風潮であった。第2次世界大戦後の教育制度の根本的な改革への途上、1949年における私立学校法の制定も、戦前までの教育政策に対する歴史的な反省に立ったものに他ならない。それで私立大学は国・公立大学と同格の高等教育機関として法的位置づけられたのである。それに従い、日本の国立

7) 尾形 憲，倉田侃司『新しい教育』，「ミネルヴァ書房」，123頁

表 1 国立大学学部別在学者人数と比率

(単位：人)

	1965年	1975年	1985年	1995年
総 計	213,450 (100%)	312,737 (100%)	382,990 (100%)	465,449 (100%)
人文社会系	102,308 (47.9%)	141,000 (45.1%)	173,094 (45.2%)	204,481 (43.9%)
人文科学	16,967 (7.9%)	17,753 (5.7%)	23,803 (6.2%)	31,583 (6.8%)
社会科学	26,936 (12.6%)	43,240 (13.6%)	58,815 (15.4%)	77,910 (19.9%)
教 育	56,663 (26.3%)	78,035 (25.0%)	88,194 (23.0%)	92,463 (19.9%)
芸 術	1,742 (0.9%)	1,972 (0.6%)	2,282 (0.6%)	2,525 (0.5%)
自然科学系	97,315 (46.6%)	159,304 (50.9%)	196,954 (51.4%)	244,494 (52.5%)
理 学	11,826 (5.5%)	20,517 (6.6%)	23,639 (6.2%)	31,948 (6.8%)
工 学	54,121 (25.4%)	83,730 (26.8%)	103,084 (26.9%)	140,516 (30.4%)
農 学	18,793 (8.8%)	26,958 (8.6%)	28,930 (7.6%)	32,890 (7.1%)
保 健	10,452 (4.9%)	25,346 (8.1%)	38,729 (10.1%)	36,855 (7.9%)
そ の た	2,123 (1.0%)	2,753 (1.9%)	2,572 (0.9%)	2,285 (0.6%)
そ の た	13,827 (6.5%)	12,433 (4.0%)	12,942 (3.4%)	16,474 (3.5%)

出典：『高等教育統計データ集』36頁により作成

大学と私立大学とも高等教育機会の提供，教育・研究，人材提供と言う三つの次元における社会的機能を果たしている。

しかしながら，「国立は研究，私立は教育」と言う教育研究機能の構図は

表2 私立大学学部別在学者人数と比率

(単位：人)

	1965年	1975年	1985年	1995年
総計	646,554 (100%)	1,293,870 (100%)	1,302,862 (100%)	1,747,126 (100%)
人文社会系	462,578 (71.5%)	892,934 (69.0%)	894,100 (68.6%)	1,234,421 (70.6%)
人文科学	114,100 (17.6%)	188,178 (14.5%)	212,501 (16.3%)	318,732 (16.2%)
社会科学	328,921 (50.9%)	629,643 (48.7%)	595,436 (45.7%)	810,497 (46.4%)
教育	6,509 (1.0%)	40,031 (3.1%)	45,464 (3.5%)	53,158 (3.0%)
芸術	13,048 (2.0%)	35,087 (2.7%)	40,699 (3.1%)	51,854 (3.0%)
自然科学系	178,734 (27.6%)	391,056 (30.2%)	400,477 (2.6%)	490,330 (28.1%)
理学	14,235 (2.0%)	28,250 (2.3%)	34,333 (2.6%)	44,926 (2.9%)
工学	116,381 (18.0%)	244,998 (18.9%)	235,163 (18.0%)	296,896 (17.0%)
農学	15,785 (2.4%)	30,932 (2.4%)	29,917 (2.3%)	36,828 (2.1%)
保健	20,950 (3.2%)	61,164 (4.7%)	72,660 (5.6%)	75,472 (4.3%)
その他	11,838 (1.8%)	25,712 (2.0%)	28,404 (2.2%)	36,208 (2.1%)
その他	5,242 (0.8%)	9,875 (0.9%)	8,285 (0.6%)	22,555 (1.3%)

出典：『高等教育統計データ集』40頁により作成

早くからすでに存在して、明治期の専門学校を含めば、恐らく百年以上の歴史を持っていたともいえる。これも教育と研究の機能に対する国立と私立大学の傾向性の相違である。

そこで、幾つかの国立、私立大学学部別在学者人数と比率指標から(1965年-1995年大学生在学者数が多い年代)両セクターの教育機能の異同を考察してみよう。

上掲の表1・2のような状況になったのは、主に歴史的な要因である。明治19(1886)年の「帝国大学令」の第1条によれば、「帝国大学ハ国家ノ須要ニ応スル學術技芸ノ蘊奥ヲ攻究スルヲ以テ目的トス」とあり、当時唯一の大学—帝国大学は、學術の教授と研究をする機関とされていた。明治36(1903)年にはすべての私立専門学校を統括する「専門学校令」の中、専門学校の性質については、「高等ノ學術芸術ヲ教授スル学校ハ専門学校トス」と規定された。それで両者の区別はもう十分に読み取れる。これはその後の国立大学と私立大学の教育と研究両分野に現れる異なる志向の政策上の要因と見なすことができる。

帝国大学は国家の「須要」を満たす高等教育機関として、財政的にも政府から手厚く配慮され、十分な資金を提供されていた。それで教育と研究を共にする条件が整備され、両機能を一身に揃って果たすことができる。

その後、大正7年に大学令が制定された。その要点の中に、大学は国家に必要な學術の理論及び応用を教授し、ならびにその蘊奥を攻究することをもって目的とし、かねて人格の陶冶及び国家思想の涵養に留意することが求められた。このように昇格された私立大学も国家に必要な教育以外に研究機能も必要とされた。しかし、歴史的な原因と資金源のため、研究に投入できる資金は国立大学よりすくなかった。

教育と研究両分野に国立と私立が果たした役割は歴史上かなりの差異が、戦後の新制大学が発足してからも新しく出来上がった国立セクター私立セクターにそれぞれそのまま継承された。それは私立大学自身が研究機能の向上に努めなかったばかりでなく、社会側も多くの私立大学に対して高等教育機会の提供を常に要求したが、研究機能を強く求めることがなかったのである。特に、昭和30年代後半の経済の高度成長期に、国民の高学歴要求を満足させるために、私立大学は多く設置されて、所謂私立大学は高等

教育の量的拡大の担い手として働いていた。そしてこの従来の構造は完全に消えることはなく、むしろ特色のある建学精神を土台として根強く存続し、学校カラーの一つとして定着するようになってきた。

欧米の伝統的な大学の組織と教授内容に照らしてみれば、日本の大学制度は特殊的な存在である。その証の一つとしては、大学側は、社会の需要に絶えずに配慮を扱って社会の各種類の要請に応じて教育を行い、卒業生を各社会分野に嵌込むという実用主義の傾向があり、これに応じて、1945年第二次世界大戦後の新制大学が発足以来、大学はまもなく種類化された。卒業生側も求人側も各大学の就職の伝統を参考にしながら、就職し採用する行動を通して、国立大学と私立大学は、それぞれの特徴を一定の枠組みの中で守られている。要するに、日本の高等教育システムは、過去五十年の間に日本の社会各分野の発展にうまく適合するために改善を重ねてきたと評価できる。

三． 日本私立大学の法的位置と財政構造

1. 法的に十分把握できる日本の私立大学

国家は高等教育制度を制定する時、重要視しているのは高等教育のシステムの平等性、公共性、合理性である。いかにして限られた資金で国民に平等な高等教育機会を提供して、社会に必要な人材を養成するかということとはどの国の政府にとっても最も大切な課題である。主に、国立と私立大学から構成された日本の大学システムは、日本政府の高等教育政策のもとで法的に位置づけられて、独特な理念に従って社会的な機能を果たしている。

まず、教育を受ける権利、教育を受けさせる義務、義務教育の無償についての平等性、公共性に関して、憲法第二十六条はつぎのように規定している。「すべての国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じてひとしく教育を受ける権利を有する」。そしてその教育を授ける学校と設置者も「学校教育法」につぎのように規定されている。「この法律で、国

立学校とは、国の設置する学校を、公立学校とは、地方公共団体の設置する学校を、私立学校とは、学校法人の設置する学校を言う」。また、国公立大学を問わずその目的は「学校教育法」の第五十二条に「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする」と明確に規定している。高等教育の量的拡大の担い手として働いていた私立大学は、その設置者が民間の学校法人で、国立大学を設置する国家政府と異なっている教育組織であるけれども、1949年12月に私立教育組織のために制定された私立学校法が公布された。その立法目的について、つぎのように規定している。「私立学校の特性にかんがみ、その自主性を重んじ、公共性を高めることによって私立学校の健全な発達を図ることを目的とする。」と。この目的規定は40年を経たが、その中の「私立学校の健全な発達」は、学校経営における財源確保の重要性は言うまでもないが、私立学校政策、行政において自主性の尊重と公共性の確保をいかに実現するかが鍵となる。

次、1975年「私立学校振興助成法」の公布は、私立学校にとっては望ましいことで格好の対象の一つともいえよう。その立法目的は次のように規定している。「この法律は、学校教育における私立学校の果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体が行う私立学校に対する助成の措置について規定することにより、私立学校の教育条件の維持及び向上並びに私立学校に在籍する児童、生徒、学生または幼児に係る修学上の経済的負担の軽減を図るとともに、私立学校の経営の健全性を高め、もつて私立学校の健全な発達に資することを目的とする」。こうして日本私立大学の法的位置が、教育基本法、学校教育法、私立学校法、私立学校振興助成法などで十分に把握できている。

2. 日本の私立大学の財政構造

日本の私立大学が創設されて以来、戦前・戦後を通して高等教育の量的拡大の担い手として、大学教育の大衆化と高等教育の発展に大きな貢献し

ており、その創立者の内、福沢諭吉と大隈重信のような教育の熱心者が、国の教育を発展するために私立大学にしても営利は殆ど考えられなかった。しかし日本の私立大学の財政的構造から見れば、私立大学の設置者はあくまでも私的法人である。私立学校は学校教育法第二条に規定されているように学校法人が設置、維持する学校である。また各学校法人は、当該学校の経費を負担しなければならない。それゆえ私立学校法は、その第三章「学校法人」第二十五条において、つぎのように規定している「学校法人はその設置する私立学校に必要な施設及び設備またはこれらに要する資金並びにその設置する私立学校の経費に必要な財産を有しなければならない」。本条規定に明らかなように、私立学校経営の財産的基盤は各学校法人が自己資産として有すべき一定の基本財産にある。しかし日本の私立学校は、戦前においてもそうであるが乏しい資産のもとに設置、維持されている。少数の学校法人とその私立学校を除いて大多数の私立学校の経営における財産的基盤は著しく弱い。なお私立学校法第二十六条は学校法人が収益事業を営むことを認めている。しかし、実際には学校法人はその収益を学校経営に充当しうるほどの事業を営むことは容易ではない。多数の学校法人は学校経営に要する資金として寄付金の獲得、外部資金の導入など図りつつも、主たる収入源として当該学校に在学する学生の納付金に依存することになる。四年制大学の場合、同財源の約48%を学生納付金に依存している。これも私立大学の授業料が高くなる最大の要因の一つである。それゆえに私立学校に学ぶ者の私費負担の軽減や教育及び研究諸条件の格差是正など、つまり教育経費負担の平準化と教育機会の均等化の観点から私立学校教育への公費の導入、具体的には私立学校に対する国庫補助の法制化が進められて、私立学校振興助成法を公布したのである。これも私立学校に市民権を付与した法律ともいえる。同法は日本の私立学校の財政的基盤の弱さを主要因として生じた過重な私費負担の軽減や、国公立との比較における私立学校の教育、研究諸条件の劣悪さの改善などに寄与している。このことは、また、私立学校に対する国庫補助に関する諸法律が広く公教

育の整備・充実や教育機会の均等化に向けて相当の役割になっている。

次に、日本の大学システムについての考察が中国の高等教育システムに与える示唆を見てみよう。

四. 中国民弁大学への日本私立大学の示唆

中国では春秋時代、孔子は既に私学を創立した。その時代から私学はずっと官学より多かった。しかしながら近代以来、民族国力の強さによって政府は教育資源を控えて独占された。中華人民共和国が成立してからごく最近まで、中国の高等教育システムには国立大学しか存在していなかった。「教育体制改革決定に関する」などの法令に伴い、非国立教育は新中国成立以来50年ぶりに復興と発展の絶好のチャンスに恵まれた。発展のスピードは非常に速くて、『中国教育年鑑』（1997年版）によると、1996年まで、国家に認められる卒業書が発行できる私立大学は21校、国家の試験で卒業証明書が発行できるのは89校、その他の私立大学は1,109校あって、在学者数も約117万人に達して国公立大学の三分の一を超えた。私立大学の台頭に応じて前述のような国家教育委員は93年と97年に『民弁大学の設置に関する暫定規定』、『社会力量办学条例』を公布した。この二つの関係法令に民弁大学の設置、管理、財政などが規定されている。

民弁大学の設立は国家の教育経費欠乏を補い、高等教育の量的拡大に寄与できて、中国の高等教育システムの発展にとって必要である。日本の国立大学と私立大学の役割分担から見れば、法律的位置に付けられ、私立学校振興助成法で十分に把握できていると、中国民弁大学にたくさんの参考価値がある。現在、中国の社会環境から見ると、民弁大学の認可と増設は慎重な構えを取らなければならない。というのは、中国民間の資金量もすくなく、国民の経済力も弱い状況下、民弁大学の激増は高等教育の効率性と公共性を損なう恐れが強いと指摘された。

発展途上国としての中国において民間の資金量は日本と比べられないほどすくなくばかりでなく、各企業、個人、団体に散らばっている事実も決

して無視できない。そして民間の資金を十分集めて、民弁大学をつくるのは非常に困難なことである。こういう状況下、無理やりにつくられた民弁大学は設置資金の制約もあって、施設、設備を整えてないまま、授業は非常勤講師や、定年退職後の元国立大学の教師に頼んでいる。これに対して日本の私立大学は人文社会系志向が強い。各種の施設、設備もよく整備されて、すべての授業は殆ど専任教師で担当している。また、言うまでもなく中国の民弁大学は研究機能を殆ど持たないところから、高等な専門教育の質さえ保障しがたい。運営資金が学生の納付金で賄われるので学生の「水増やし入学」が深刻化しかねない状況にある。その深刻さは統計に見れば100校ぐらいの民弁大学は倒産した⁸⁾。今の中国における民弁大学はその実像から見れば、まるで日本の明治時期の日本における私立専門学校の中国版のようである。利用できる民間の資金の乏しさ、教育条件の劣悪さおよび急速な拡張の様子はその共通性である。

日本の奇跡的な高度成長を議論する時、高等教育は必ずその一因として取り上げられる。確かに、健全な法律的位置に付けられ、私立学校振興助成法で十分にその財政基盤が把握できている日本の高等教育システムにおける発達した高等教育は、優れた知識を伝達し、数多くの人材を養成して日本の近代化を支え促進して来た。そして日本の高等教育の特徴の一つは何であるかと言うと、高卒者の高い進学率とこうした高卒者の多数を受け入れる私立大学の存在である。高い進学率と私立大学の量的規模とは深い関係がある。日本における高等教育機会の量的拡大は、その多くを私立大学の新設、学部、学科の新増設に頼って達成されて来た。その結果、今日日本私立大学は大学全体の73%を占め、在学者数は73.3%に達している。そして日本の国公私立大学が文部省に管轄されて、財政的基盤は学校教育法や私立学校振興助成法で十分に把握できて、中国では私立学校が地方の所管に属し、国庫補助ができない実態で、国立との競争力が低い。日本の

8) 黄藤『民弁教育引論』中国社会科学出版社、212頁

国、公、私立大学は、まるで『三国志』中の三国が鼎立しているように、各自の競争実力を持っているので、大学が競争的な共存のもとに運営されている。

中国は民間の高学歴志向に乗って、高等教育の学歴をむやみに発行して、儲かる「学店」と言われる営利を目的とする一部の民弁大学も現れるようになった。もちろんこれは民弁大学の創立者に関係がある。日本の私立大学創立者一福沢諭吉は日本慶応大学を創立していた原点に「慶應義塾は単に一所の学塾として自らを甘んずるのを得ず、其目的は、我日本国中における気品の泉源知徳の模範たらんことを期し之を實際にしては、居家处世立国の本旨を明らかにして之を口に言うのみにあらず、躬行実践以て全社会の先導者たらんことを浴するものなり」と述べた。この原点に立脚していたからこそ、慶應義塾大学は世界でも一流の私立大学になるのは当然なことともいえよ。これは中国の民弁大学を創立する創立者、あるいは教育の熱心者にいい参考になることである。中国では今頃「学店」の現れを避けるため、高等教育機関は民弁大学の創立者とその意図にも注意を払わなければいけない。利用できる民間資金が日本よりずっと少ない中国で、民弁大学の激増は教育条件が日本の私立大学より遥かに悪い民間大学の拡張を意味する。国立大学との間に著しくて乗り越えられない格差を最初から持たされている民弁大学は、日本の私立大学のような補完機能が果たせるかは大きな疑問である。重要なのは、民弁大学に養成された大勢のホワイトカラー候補者が工業化、技術化と情報化が同時に進む中国の今日の必要に合うかどうかという問題も抱えている。

次に、中国の国民各家庭の経済力と民弁大学の学費について見てみよう。

中国の大学は1985年まで学費、寮費までもごく少なくて、ほぼ無料であった。(教職員の住宅と学生寮は大学キャンパスにある) 1986年から有料になった。90年代から国立大学でも授業料は、学年ごとに引き上げられて5,000元以上になった。次の表のように民弁大学はその具体的な状況が、地域間によって多少の差があるが、日本と同じように国立大学より高いのは

各省市民弁大学学費標準

地 区	学費標準 (年 /1000元)	地 区	学費標準 (年 /1000元)
上 海	9 - 10	浙 江	12 (芸術類18-20)
北 京	8	福 建	6
広 州	9	陝 西	5.5
黒竜省	6	河 南	5.5
広 西	4	江 蘇	12
湖 北	4	湖 南	5
江 西	5.5		

資料出典：『中国民弁高等教育発展状況分析』，載『民弁教育動態』2002年第8期，89頁

普遍的傾向である。日本の私立大学が今日わりあい高い公共性，平等性を保てるのは多くの家庭が私立大学の高い授業料を負担できるからである。中国における貧富の格差はかつての日本より大きいので，元国营工場から失業した人と農村の低所得層の出身者にとって容易に負担はできない。銀行ローン，個人借款で大学に入った学生は多い，ただし，これらの学生は殆ど民弁大学を敬遠している。

上述したのは中国の民弁大学について，現在の状況と近い将来に対する推測である。高等教育への投資を増加するために，政府ばかりでなく，民間の資金も導入するという構想に正しさは否定できないのである。アメリカ，日本，ドイツの国民が高等教育に投入する資金が全体の40%を占めて，インド，ブラジルのような発展途上国も25%に達したが，中国は僅か7%にすぎない。しかし，ただ民間資金を用いて民弁大学を作るだけは，必ずしも高等教育の量的拡大という目標を高等教育システムの合理性を損なわないという前提の下にうまく達成できない。国情，経済力，時代の相異に従って，中国の民弁大学が発揮できる機能は日本と大分違うという事実も見逃すことができない。だから，民弁大学についての法令に基づいて，中国の国情に適合した民弁大学の設置と運営を厳しく規制する一方で，日本

のように適切な国家助成を行うことによって、民弁大学の質を守ったり、向上させたりして、民弁大学に国立大学が持っていない独自の力の発揮を通して、高等教育の量的拡大を図るべきである。

おわりに

日本文部科学省は2001年6月に『大学の構造改革の方針——活力に富み国際競争力のある国公立大学作りの一環として』と『大学を起点とする日本経済活性化のための構造改革プラン—大学が変わる日本を変える』を公表した。また経済財政諮問会議の『構造改革に関する基本方針』は国立大学を「法人化して自主性を高めるとともに大学運営に外部専門家の参加を得、民営化を含め民間的発想の経営手法を導入し国際競争力のある大学を目指す」と指摘している。これはより民営化に近づいて国立大学の「私学化」傾向が進みつつあると理解することもできるといえよう。こうして日本も大学の構造改革を行うことを明らかであった。日本の私立大学はこの百何十年の努力と歩んできた道は、中国の高等教育システムにとっては非常にいい参考になる。とにかく民弁大学などの設置は中国の高等教育の量的拡大、すなわち大学教育大衆化にとっては必要である。中国政府は、日本の経験を生かし、本国の人口政策、経済状況、学歴文化などを踏まえながら、高等教育の効率性と公共性（平等性）には十分な配慮を扱うという慎重な態度を取って、中国の国情に相応しい高等教育の改革政策を工夫すべきである。それゆえに今後継続研究の課題もまだまだ多いことを意味する。

参考文献

- 1) 『李嵐清教育訪談録』
- 2) 黄藤『民弁教育引論』中国社会科学出版社
- 3) 高等教育出版社『中国民弁教育緑皮書』
- 4) 陳文海『社会弁学研究』中国社会科学出版社

陳・森川：中国高等教育システムの改革開放における
民弁大学の制度的整備に関する研究

- 5) 陽春『独立学院——高等教育発展の新たな選択』中国高等教育週刊
- 6) 朱国仁『挑戦と創新』南京師範大学主版社
- 7) 永井道雄『日本の大学』
- 8) 天野郁夫『高等教育の日本構造』
- 9) 清水儀弘『日本の高等教育』
- 10) 永井道雄『近代化と教育』
- 11) 文部省編『学制百二十年史』
- 12) 文部省高等教育局『高等教育局基礎資料集』
- 13) 森川 泉「現代私立学校行政の諸問題」
- 14) 森川 泉「模索する地方私立大学」
- 15) 浦野東洋一『教育小六法』
- 16) 上原貞雄『教育法規要解』
- 17) 尾形 憲，倉田侃司『新しい教育学』